

インド文法学における語自体 (śabdavarūpa) について

本田 義 央

0. 本論文は、インド文法学 (vyākaraṇa) において、śabdavarūpa (語自体) がどのようにあつかわれているのかを明らかにすることを目的とする。具体的には、svarūpa に関して Pāṇini が設ける規則 P1.1.68 *svām rūpaṁ śabdasyāś abdasamjñā //* に対する注釈家達の見解にそつて、議論をすすめたい。

言葉には意味 (artha) と形態 (rūpa) の二側面がある。ここで svarūpa という場合には、これら二側面の内、形態の側に着目しているのだということが出来る。勿論、これは便宜的な説明であつて、パーニニ文法学派の者達 (pāṇinīya) にとつての śabdavarūpa はこのように簡単に説明できるものではない。この問題についての議論は、いわば言葉の本質論にも関わるだけに、文法学の分野では重要な位置をしめ、かつその理解には困難がともなう。

1. 先述のように Pāṇini は、Aṣṭādhyāyī 中に P1.1.68 *svām rūpaṁ śabdasyāś abdasamjñā //* という規則を設けている。Bhaṭṭojidīkṣita は、この規則を Siddhāntakaumudī において次のように説明する。

『śabba の自体が名称保持者 (samjñīn) である。文法学という学術に於ける術語 (samjñā) を除いて』 (śabdasya svām rūpaṁ samjñī, śabdaśāstre yā samjñā tām vinā)

パーニニ文法体系において、文法学上の術語でない場合に、なんらかの文法操作が行われる場合、その操作は、śabda の svarūpa に関わるのであって、その意味は関係がない、という意味である。これは、特定の文法操作が、本来それが適用されることが望まれる語形の同義語にまで適用されることを回避することを目的としている、と考えることが出来る。たとえば、P4.2.33 agner dhak// をとりあげてみよう。この規則には、アグニ神を意味する名詞語幹 agni- のあとに、それがあつたものとしての神格であるものを意味する派生語を形成するための (P4.2.24 sāśya devatā//) 第二次接辞 (taddhita) dhaK 導入を規定している。この接辞 dhaK は名詞語幹 agni- の後にだけ導入されることが望ましいのであるが、規則中の 'agni' が、その意味である「火」で理解されるならば、こまつたことになる。というのは、「火」を意味する 'agni' は、同意語として、'dah' 等を有する。しかし、それらの諸同義語のあとに、taddhita 接辞 dhaK が導入されては望ましい語形を派生することはできないからである。したがつて、意味ではなく svarūpa, 目下の例でいえば 'agni' だけが理解されなければならないのである。これがこの規則がいわんとすることの概略である。

2. この規則を解釈する際に一つ問題となるのは、この規則が解釈規則 (paribhāśāsūtra) なのかそれとも名称規定規則 (samjñāsūtra) なのか、ということである。Kaiyaṭa も目下の規則に対する彼の注釈 Pradīpa 冒頭でこの問題を取りあげている。

先ず、解釈規則と考える場合。vrkṣa に対して、たとえば同じく木を意味する dhurma は同義語である (paryāya)。また、vrkṣa に対して nyagrodha 等はその特定物 (tadviśeṣa) である。そして、vrkṣa といわれる場合に、その同義語である dhurma またその特定物である nyagrodha などが同時に理解される場合に、それらを排除し、vrkṣa のみに制限するための解釈規則 (paribhāśāsūtra)

であると考えられる事ができる。

これに対して、P1.1.68 を名称規定規則 (samjñāsūtra) と理解するものたちもいる。この規則を解釈規則とみなすためには、この規則が解釈規則の条件をみたしていることが必要である。Kaiyaṭa は条件として *linga* があること、及び他の規則に補われること (vidhyantaraśeṣabhava) をあげている。そして、この P1.1.68 にはそのどちらもない。したがって、この規則は解釈規則ではなく名称規定規則である、とこの見解をとるものたちは考えるのである。*linga* とはその解釈規則が適用される場合に、その解釈規則をしめす徴表である。また *vidhyantaraśeṣabhāva* とはたとえば、P1.1.3 *iko guṇavṛddhī//* という解釈規則と P7.3.84 *sārvadhātukārdhadhātukayoḥ//* という *vidhisūtra* を例にすれば、次のように説明出来る。*Kāśikāvṛtti* は P7.3.84 を *sārvadhātuke ārdhādhatuke ca pratyaye parata igantasyāṅgasya guṇo bhavati* と注している。ここで、‘*guṇa*’ が P7.3.84 という他の操作規則 (*vidhyantara*) に補われている (*śeṣa*)。これが *vidhyantaraśeṣabhāva* である。しかし、目下の P1.1.68 の場合、他の操作規則に補われるということはないから、この P1.1.68 を解釈規則とみなすことはできない。総ての言葉 (*śabda*) は総ての意味を理解させる能力 (*sakti*) を備えており、また意味は総ての言葉によって理解せしめられる能力を備えている。しかしそれでは実際の言語運用 (*vyavahāra*) に支障をきたす。したがって、言語運用のために、特定の *śabda* が特定の意味に制限がなされる。この目的で *samjñā* が特定されているのである。

また、*rūpa* という語によって、たとえば、鷓がまねした ‘*agni*’、人が発声した ‘*agni*’ はそれぞれ個物 (*vyakti*) としてはことなるが、どれにも *agnisābdatva* という *sāmānya* が内属しており、それが規則中の ‘*rūpa*’ によって表示されている。*sāmānya* が *vyakti* の名称 (*samjñā*) であるともいえるし、*vyakti* が *sāmānya* の *samjñā* である、とどちらともいえる。たとえば {*gām ānaya*} という場合、

個物である特定の牛が連れてこられるわけである。実際のところ特定の牛が連れてこられる、という点で、一般世間では違いないわけである。

3. この規則中の ‘rūpa’ という言及はどのような意味があるのか、この規則に対する冒頭の Bhāṣya はこのような問いを提出する。というのは、P1.1.68 *svam rūpam śabdasyāśabdasamjñā*//ではなく、仮に、‘rūpam’ を欠いて、*svam śabdasyāśabdasamjñā*//とだけこの規則が述べられていたとしても、rūpa が理解されるはずだからである。というのは、śabda にとっての sva は rūpa 以外にないから、というのがこの間が発せられる理由である。śabda にとっての sva が rūpa であると考えられる理由として Kaiyaṭa は次の四つを挙げている。

- (1) rūpa の理解はその理解のために特別の教示 (upadeśa) を必要としないが、意味 (artha) の理解は śabda と意味の関係の理解が必要である。
- (2) rūpa は śabda に関して内的 (antarāṅga) である。一方 artha は外的 (bahiraṅga) である。
- (3) śabda から svarūpa を切り離すことはできない (aheya)。たとえば、模倣語 (anukarṇaśabda) 等の場合に、意味を欠いて語形のみが理解されることはありうるが、逆に意味のみが理解されて、語形が理解されない、ということはない。^①
- (4) 他の śabda と非共通 (asādhāraṇa) である。たとえば、‘go’ と ‘dhenu’ は、同義語 (paryāya) であり、どちらも「牛」という意味を持つから、意味は共通 (sādhāraṇa) であるが、語形はそれぞれ /g//o/, /dh//e//n//u/ というように非共通 (asādhāraṇa) で、それぞれの śabda に独自のものである。

このような理由で、たとえ ‘rūpa’ という言及がなくとも、śabda にとっての「自体 (sva)」といえ、語形 (rūpa) であって、意味 (artha) ではない、という

ように考えることができる。

しかし、たとえこのような理由によって、śabda にとっての自己 (sva) が rūpa であったとしても、規則中で Pāṇini があえて ‘rūpaṃ’ というからには理由があるはずである。つまり、rūpa のほかに artha もまた śabda にとって自己 (sva) であるということを示しているのである。そして、それを示すことの目的は「有意味項目が理解される場合、無意味項目に文法操作はおこらない (arthavad-grahāṇe nānarthakasya)」という解釈規則 (paribhāṣā) を知らしめることが規則中の ‘rūpaṃ’ という言及の目的なのである。

②

この場合規則中の ‘svam’ は意味に、‘rūpaṃ’ は語形に言及していることとなる。したがって、rūpa だけではなく、それとともに artha もまた理解されるのである。しかし、それでは、この P1.1.68 は無目的なものになってしまうだろう。Kātyāyana は vt 1 で次のように述べる。

[Vt1] śabdenārthagater arthasyāsambhavāt tadvācinaḥ samjñāpratiṣedhārt
ham svarūpavacanam // (vt 1 on P1.1.68)

Bhasya はこれを次のように注釈している。

[Bhāṣya]

【śabdenārthagateḥ】

発声された (uccārita) 言葉 (śabda) によって [その言葉が表示する外界の] 対象物 (artha) が理解される。[例えば] {gām ānaya} {dadhy aśana} [という場合のように]。[そのように発声された場合] 対象 (artha) [である外界の事物である牛] が連れてこられる。また、[外界の] 対象 (artha) [であるヨーグルト] が食せられる。

【arthasyāsambhavāt】

「artha に関してはあり得ないから」:

しかし、ここ文法学 [という学術] の領域においては、[外界の] 対象 (artha) に関して、文法操作 (kārya) はあり得ない。[たとえば] P4.2.33 agner dhak // という規則がある。[この場合、外界の事物である] 熾 (aṅgāra) の後に [接辞] dhak を導入することはできない。それ (外界の対象) を表示する śabda の限りで、その限りの総ての言葉 (śabda) のあとに [接辞の] 生起 (utpatti) が結果する。

しかし、「[火] を意味する総ての語のあとに dhak が導入されるのは望ましくなく、まさに] その [‘agni’ だけ] 後に [dhak は導入される] のが望ましい。そして (ca)、[目下の P1.1.68 という規則の作成という] 努力なしには [その ‘agni’ の後にだけ (tasmād eva syāt) という] それは成立しない。

したがって、それ (外界の対象) を表示するものに関して、[samjñā から理解される] 対象 (samjñā) [つまり samjñin] の禁止 (pratiśedha) を目的として、svamrūpa という言及が [この規則中でなされているのである]。そのような目的でこの規則は述べられている。

たとえば「牛を連れて来い (gām ānaya)」[「ヨーグルトを食べよ (dadhy aśāna)』といわれるならば、外界の事物 (artha) である牛が連れてこられるし、ヨーグルトが食せられる。

しかし、たとえば、前述の P4.2.23 agner dhak // という規則の場合、agni から理解される火たとえば外界の事物である熾のあとに dhak という接辞を導入することは不可能である。śabda によって外界の対象 (artha) が理解されるが、外界の対象に関して接辞の導入という文法操作を行う事はできない。したがって、その外界の事物を表示する総ての śabda のあとに接辞が導入されるこ

ととなってしまふ。

しかしながら、熾を意味する 'aṅgāra' のあとに ḍhaK が導入されるのは、望ましくない。P4.2.33 の場合であれば 'agni' のあとにのみ ḍhaK は導入されるべきであり、そのほかの śabda のあとに導入されてはならないのである。したがって、その禁止、つまり同義語の排除がこの P1.1.68 の目的となる。

上述のように、この P1.1.68 という規則は意味の排除を目的としていると考えられるのだが、その際に単純に意味以外に語自体つまり語形だけ、というように注釈家たちは考えない。その意味排除の際に彼らはいわば二重構造とでもいうべきかたちをとっている。我々はたとえば「火」という言葉をきくならば、まずその語形を聞いてその後意味を理解すると考えるだろうが、この Bhāṣya の論者はそのようには考えていない。śabda が発声されるならば、意味が理解されるのであり、語形 (śabdasvarūpa) を介在させてはいないのである。つまり śabda → śabdasvarūpa → artha ではなく、śabda → artha と理解している。そして、śabda → artha の段階で、artha に関して文法操作はありえないから、その次に来る śabdasvarūpa に文法操作が適用されると考えるのである。具体的に示そう。'agni' → 火。この段階で、/a//g//n//i/ という音素連続である 'agni' とは関係なく火という artha が理解されている。しかし、artha である火に対して文法操作を適用することはできない。したがって、何に対して文法操作がなされるべきかと考えるならば、語形である。しかし、'agni' → 火の段階で、既に 'agni' は切り離されており、今度は artha である火からそれを意味する語が考えられる。そうすると、火を意味する様々な語、たとえば aṅgāra や dhūmaketu などに対しても文法操作がなされるというこまっただことになってしまう。したがって、意味火から語形を考える際に、文法操作の適用対象語形を本来述べられていた 'agni' のみに限定するために、svam rūpam と述べるのである。たとえば先述の P4.2.33 agner ḍhak // を例とすれば、'agni' は発声され

るならば、火という意味を理解せしめる。しかし、その火という意味 (artha) のあとに接辞 *ḍhaK* を導入する、ということは意味をなさない。文法学の領域においては、あくまでも /a//g//n//i// という音連続である 'agni' という語形のもとに *ḍhaK* は導入されてはじめて意味をなすのであり、たとえば、表示対象 (artha) である外界の熾という事物のもとに接辞が導入されるなどということはどう考えてもナンセンスであるし、また意味 (artha) のあとに接辞が導入される、ということもまたナンセンスなことは一般的に考えても明らかであろう。実際、意味に関して文法操作はありえないのである。このことを Patañjali は *iha vyākaraṇe 'rthe kāryasyāsambhavaḥ* と述べているのである。

一般世間 (loka) では、可能性 (yogyatā) と呼ばれる関係 (sambandha) によって、śabda は意味を認識せしめる。しかし、文法学 (vyākaraṇa) という学術 (śāstra) の領域では事情がことなる。たとえば、*paśu*, *apatya*, *devatā*, *prāñca*, *udañca*, *bharata* などの場合には、一般世間におけるのと同様に、たとえば 'paśu' という語形ではなく、子孫という意味が理解されるのであるが、しかし、メタ言語に対しては解釈規則が適用され、それと同じような理解はおこらない。P4.2.33 *agner ḍhak //* の *agneḥ* の Abl. 接辞は、P1.1.67 *tasmād ity uttarasya //* という解釈規則によって「agni のあとに」と解釈される。ここで、agni という語なのか、火という意味なのか、ということが問題になる。しかし、火という意味と接辞 *ḍhaK* が連続することはない。したがって、語形のがわに接辞 *ḍhaK* が導入されるのである。

しかし、ここにも問題がある。意味の理解 (sampratya) には語形の理解が先行すると考えられるからである。

④
たとえばあるひとが、だれかに呼びかけられて、意味が理解出来なかったときにその呼びかけられたひとは「あなたは何をいったのか (kim bhavān āha)」とどうであろう。この場合、意味は理解されていないけれども、śabda は理解

されている、つまり意味の理解には śabda が先行するのである。ここで、上述のとうり、文法学という学術において artha に関して文法操作はありえず、śabda に関して文法操作がありえる、ということを考え合わせると、特別に P1.1.68 という規則を述べなくても意味を回避することはできる。^⑤

それでは、この規則の目的は何なのか、P1.1.20 dādhā ghv adāp // P1.1.22 taraptamapau ghaḥ // という二つの規則がある。^⑥ これらの場合、文法学上の術語 (śabdasaṁjñā) である ghu と gha が svarūpa で理解されるならば、√dā や √dhā の後にはなく √ghu に対して接辞 ki が P3.3.92 upasarge ghoḥ kiḥ // によって導入されることとなるが、これは望ましくない。そこで aśabdasaṁjñā とのべる必要がある。また P1.1.22 の場合にも、P6.3.43 gha-rūpa-kalpa-celaḍ-bruva-goptra-mata-hateṣu nyo'nekāco hrasvaḥ // の望ましくない適用がある。

しかし、このように P1.1.20 および P1.1.22 によって ghu 及び gha といううに Pāṇini があえて saṁjñā を設定しているのだから、saṁjñā の svarūpa ではなく、saṁjñin が理解されるはずである。というのは、操作規則 (vidhisūtra) において saṁjñin を理解せしめるために Pāṇini は saṁjñā を設定しているのであって、もし svarūpa が理解されるのであれば、あえて saṁjñā を設定する必要はないわけである。したがって、aśabdasaṁjñā と述べる必要はない。もし述べるならば、それは冗長であり、望ましい事ではない。したがって、P1.1.68 は無意味であることになってしまう。

これに対して Bhāṣya は次のように述べる。

[Bhāṣya] nanu ca vacanaprāmāṇyāt saṁjñinām saṁpratyayaḥ syat, svarūpag rahanāc ca saṁjñāyāḥ / (MBh on P1.1.68)

つまり、Pāṇini が samjñā を設定しているということの効力に基づいては samjñin の理解があり、P1.1.68によって svarūpa に言及することによって samjñā の理解があるのである。

しかし、これにも反論がなされる。P1.1.24 ṣṅāntā ṣaṭ // は ṣ 音及び n 音でおわる数詞が ṣaṭ という samjñā でよばれることを規定している。この規則が nāntā ṣaṭ // ではなく ṣṅāntā ṣaṭ // というように Pāṇini によって述べられているということが文法学上の術語は svarūpa を理解せしめない、ということを示唆している、というのである。そうならば、P1.1.68は無意味となる。この規則によって規定される術語 ṣaṭ が関わる操作規則 P7.1.22 ṣaḍbhyo luk // や P7.1.55 ṣaṭcaturbhyas ca // において、ṣaṣ が言及されている。したがって、Pāṇini による P1.1.24発声の効力に基づいて n 音でおわる数詞に P7.1.22 や P7.1.55による文法操作が適用されるし、また svarūpa の理解に基づいて、ṣ 音でおわる数詞にもそれらの文法操作が適用されるであろう。したがって、P1.1.24を ṣṅāntā ṣaṭ // という形で Pāṇini が述べているのであるから、svarūpa の理解はないことを示している。

しかし、P7.1.22 ṣaḍbhyo lug // は ṣaṭ という samjñā で呼ばれるものあとに導入された複数第一格接辞 Jas と複数第二格接辞 Sas に luk (Φ) が代置されることを規定している。この P7.1.22においては ṣaḍbhyah と述べられており、ṣaḍ というように ṣ 音で終わる ṣaṣ ではなく、ḍ 音でおわる ṣaḍ が述べられている。しかし、Jas と Sas に対する LUK 代置は ṣ 音で終るものあとにそれらが導入されている場合になされるべきである。したがって、上述の反論はあたらない。ところが、しかし、ṭ に対する ḍ の代置は asiddha であるから、実際には規則中で ḍ ではなく ṭ がいわれていることになる。したがって、これもまた P1.1.68の目的とはならないのである。

さらに Bhāṣya は P6.3.131 mantre somāśvendriyaviśvadevyasya matau //

における ‘mantre’、P6.3.133 *rci tunuḡhamakṣutankutroruṣyāṇām* // における ‘rci’、また P8.3.104 *yajuṣyekeṣām* // における ‘yajuṣi’ に関して、この P1.1.68が必要であるとのべるが、これの考えもまた、退けられている。

以上のような議論の後、S-IT, P-IT, J-IT, JH-IT という特定の指標辞 (*anubandha*) によって、規則中にのべられる特定の語、たとえば *vṛkṣa* に関して、その同義語 (*paryāya*) とその特定物 (*tadviśeṣa*) を含むべき場合を *Kātyāyana* は挙げている。

しかしながら、*Bhāṣya* の議論から、この規則自体の役割を結局のところ明確に提示することは今の段階では出来ないようにおもわれる。

4. それでは最後にこの規則に関わる *Bhartrhari* の理解を見ておこう。^⑦

at [P1.1.68 *svam rūpaṁ śabdasya [aśabdasaṁjñā]* // という規則において、] ‘*svam rūpaṁ śabdasya*’ というように、*saṁjñā* と *saṁjñin* が、別々に (*bhedena*) 述べられている。その [スートラ] 中には、現に聴かれており (*śrūyamāṇa*)、知らしめるもの (*pratipādaka*) である二つの *śabda* がある。理解されているもの (*pratīyamāṇa*) もまたまさに二つであり、[それら二は互いに *saṁjñā* と *saṁjñin* として] 関係し (*sambandhabhāk*)、[したがって] 文法操作にあずかる。

saṁjñā と *saṁjñin* が「別々に」というのは、“*svam rūpaṁ śabdasya*” というように、「*śabda* の *svam rūpaṁ*」というように、別々にということである。*svarūpa* が *saṁjñin* であり、*śabda* が *saṁjñā* である。ここで、もし、*śabda* と *svarūpa* が別なのであれば、自己とは別のものの *saṁjñā* であることになり、総ての *śabda* は、総ての *śabda* を *saṁjñin* とすることになってしまう。その困

難を避るために P1.1.68 によって samjñā が svarūpa だけに制限がなされているのである。

聴かれて、他の意味を知らしめる śabda が二者であり、また、相互に samjñā と samjñin として関係し、その関係に基づいて、文法操作が適用される śabda もまた二つなのである。

注

- ① anukaraṇaśabda については M.Deshpande, *The Meaning of Nouns. Studies of Classical India* 13. Netherlands : Kluwer Academic Publishers, 1992. pp. 72-72 を参照せよ。
- ② Paribhāṣenduśekhara Pbh.14 参照
- ③ サンスクリットの artha という語は多様な意味をもっている。言葉の表示対象という意味でもあるし、また現実世界の物をも意味する。この {gām ānaya} などにおいては、Patañjali は現実世界の事物である牛やヨーグルト、つまり後者の意味で 'artha' を用いている。くわしくは Deshpande, M. 前掲書 pp. 1-6 を参照せよ。
- ④ MBh on P1.1.68 vt 2 śabdapūrvako hy arthe sampratyaḥ
- ⑤ この個所に対する Bhartṛhari の理解については Deshpande 前掲書 pp. 72 を参照せよ。
- ⑥ P1.1.20 は dāP をのぞいて、√ dā と √ dhā は ghu という術語で呼ばれる、ということの規定し、P1.1.22 は taraP 接辞と tamaP 接辞は gha という術語で呼ばれる、ということの規定している。
- ⑦ [Vṛtti on VP 1.k,60] svam rūpaṁ śabdasyeti samjñāsamjñinau bhedenopa dīyete / tatra dvau śabdau śrūyamānau pratipādakau, pratīyamānāv api vā sambandhabhajāu kāryiṇau /

The Word Itself(śabdavarūpa) in Indian Grammar

Yoshichika Honda

This paper is intended as an investigation of *śabdavarūpa* which means 'word itself' of 'word's own form' in Indian Grammar(*vyākaraṇa*). We have the rule *P 1.1.68 svam rūpaṁ śabdasyāśabdasamjñā* //. The material in this paper is drawn mainly from Patañjali's *Vyākaraṇa - Mahābhāṣya* on the sūtra which has three main topics as follows.

- (1) The purpose of the word '*rūpaṁ*' in the rule.
- (2) The need of this rule.
- (3) The cases which require special *amubandhas* to refer to the synonyms (*paryāya*) and the variety (*viśeṣa*).